

太宰府市長 殿

太宰府市多子世帯利用料請求書(償還払い用)

【 年 月 ~ 年 月 分請求用】

私は、太宰府市多子世帯の届出保育施設等利用料助成事業実施規則第12条の規定に基づき、多子世帯利用料の給付について、次のとおり請求します。

なお、多子世帯利用料の給付の審査に当たり、次の事項に同意します。

- 1 認定保護者と認定子どもが、太宰府市内に居住していることを市が住民基本台帳で確認すること。
- 2 実際に利用していることを市が利用施設で確認すること。
- 3 利用料の支払い状況を市が利用施設で確認すること。
- 4 認定子どもが、太宰府市多子世帯の届出保育施設等利用料助成事業実施規則第2条第2号及び第3号に規定する者であるかを確認すること。

裏面も記入してください。

1 認定保護者(請求者)

フリガナ	対象 児童 との 続柄	現 住 所	生年月日	年	月	日
			〒	—	—	—
氏名			電話：	()		

2 認定子ども(認定子どもごとに請求してください)

フリガナ	氏名	生年月日	年	月	日	年	月	日	年
		年	月	日	～	年	月	日	年の間の住所
		□現住所のとおり	□転入した	□転出した					

上記で転入または転出に該当した場合は転入・転出日を記入

年 月 日

3 償還払いの振込先を記入して下さい(認定保護者名義の口座を記入してください。)

金融機関名	預金種目	□普通	□当座
銀行・信用金庫	支店	□座番号	
農協・信用組合	出張所	口座名義(カタカナ)	

4 利用した届出保育施設・企業主導型保育事業所(複数記入可)

①	フリガナ	利用施設	所在	地	〒	—
					電話：	()
②	フリガナ	利用施設	所在	地	〒	—
					電話：	()
③	フリガナ	利用施設	所在	地	〒	—
					電話：	()
④	フリガナ	利用施設	所在	地	〒	—
					電話：	()
⑤	フリガナ	利用施設	所在	地	〒	—
					電話：	()

※1 該当箇所の□にレを記入し金額を記入して下さい。利用料の設定が月単位を超える(四半期、前期・後期等)場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定し、月額欄の□にレを記入し、算定した月額相当分を記入してください。(小数点以下、切り捨て)

5 届出保育施設・企業主導型保育事業所の利用料の償還払い請求の内訳を記入

利用年月日	利用施設に支払った 月額利用料 (保育料) (a) ※2	月額上限額 (b) ※3	請求額 (aとbを比較して 小さい方)
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円
年 月	円	円	円

※2 ・太宰府市様式の領収書兼提供証明書（上記で記入した利用料を支払ったことを利用施設が証明する書類）をすべて添付してください。

- ・利用料の設定が月単位を超える（四半期、前期・後期など）場合は、当該利用料を当該期間の月数で除して、当該利用料の月額相当分を算定してください。（小数点以下、切り捨て）
- ・保育料以外（日用品、文房具、行事への参加費用、食事の提供に要する費用、通園送迎費等）は除きます。

※3 ・月額上限額は、届出保育施設を利用した場合は月額【42,000】円、企業主導型保育事業所を利用した場合は0歳児【37,100】円、1・2歳児【37,000】円です。

・届出保育施設と企業主導型保育事業所を併用利用している場合は、企業主導型保育事業所の利用料のみ対象となります。

・「月途中で施設の利用が終了する又は開始される場合」か、「市町村間の転出入の場合」、月額上限額は次の通りとなります。（小数点以下、切り捨て）

：月途中で施設の利用が終了する場合、または別の市町村へ転出する場合の限度額

42,000(37,100)(37,000)円× 施設の利用終了日・転出日までの日数÷その月の日数

：月途中で施設の利用が開始される場合、または別の市町村から転入した場合の限度額

42,000(37,100)(37,000)円× 施設の利用開始日・転入先での認定日からの日数÷その月の日数

注) 請求においては、次のとおりに請求してください。

請求月	施設に支払った利用料の対象月
7月	4~6月分
10月	7~9月分
1月	10~12月分
4月	1~3月分